



太陽電池モジュールの支持物に係る 電気設備の技術基準の解釈が改正されました

平成30年10月1日（施行日）に電気設備の技術基準の解釈46条2項が改正されました。施行日以降に「設置又は変更の工事に着手する太陽電池モジュールの支持物」については、改正後の電気設備の技術基準の解釈が適用されますのでご注意ください。

※平成30年10月1日より前に「設置又は変更の工事に着手した太陽電池モジュールの支持物」について遡及することはありません。

電気設備の技術基準の解釈46条2項における改正のポイント！！

改正前の準拠規格
日本工業規格 JIS C8955 (2004)



改正後の準拠規格
日本工業規格 JIS C8955 (2017)

「電気設備の技術基準の解釈46条2項」（抜粋）

改正前

- ・太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JIS C8966 (2004) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。

改正後

- ・太陽電池モジュールの支持物は、次の各号に適合するものであること。
 - 一 支持物は、自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重に対し安定であること。
 - 二 日本工業規格 JIS C8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。
 - 三 支持物を構成する各部材には、前号に規定する許容応力度を満たす設計に耐えうる安定した品質をもつ材料を用いること。
 - 四 太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。
 - 五 土地に自立して施設される支持物の基礎部分は、次の各号に適合するものであること。
 - イ 杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。
 - ロ 上部構造から伝わる荷重に対して、上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び横方向への移動を生じないものであること。
- 六 支持物に使用する部材は、腐食及び腐朽しにくい材料又は防食のための適切な措置材料を使用すること。
- 七 土地に自立して施設される太陽電池発電設備のうち設置面からの太陽電池アレイの最高高さが9mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に基づく構造強度等に係る各規定に適合するものであること。

